

○長浜市保育士等修学資金貸付条例

令和8年3月31日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、指定保育士養成施設に修学し、保育所等において保育士等として勤務しようとする者に対し、保育士等修学資金（以下「修学資金」という。）を予算の範囲内で貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第7項の主幹教諭、同条第8項の指導教諭、同条第9項の教諭及び同条第10項の助教諭並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第8項の主幹保育教諭、同条第9項の指導保育教諭、同条第10項の保育教諭、同条第16項の助保育教諭及び同条第17項の講師をいう。

(2) 保育所等 次のいずれかに該当する市内の施設をいう。

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第3項の規定による届出を行った施設、同条第4項の規定による認可を受けた施設及び同法第56条の8第3項の規定による届出を行った施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 学校教育法第1条に規定する幼稚園であつて、長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（令和2年長浜市教育委員会規則第7号）に定める預かり保育を実施するもの

(3) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（通信制によるものを除く。）をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 指定保育士養成施設において修学する者

(2) 指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。）（既に市内に居住している者にあつては、引き続き居住）し、保育所等において、1週間当たりの勤務時間が30時間以上である保育士等（以下「常勤の保育士等」という。）として勤務する意思がある者

(3) 他の保育士等の養成を目的とする貸付けを受けていない者

(貸付金額等)

第4条 修学資金の貸付金額は、1年度につき100万円又は授業料（入学金、教育充実費、施設整備費及び生活費等は含まない。）として指定保育士養成施設に支払う金額のいずれか少ない方の額を上限とする。

2 修学資金の貸付けは、1人につき通算200万円を限度とする。

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知において定める月から指定保育士養成施設の正規の修学期間の終了する日の属する月までとする。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより連帯保証人1人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、予算の範囲を超えて第1項の申請があったときは、別に定める基準により、貸付けを行う者の順序を決定するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 指定保育士養成施設を退学したとき。

(3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

(5) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

(7) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、借受人が指定保育士養成施設を休学し、又は1か月以上継続して欠席したときは当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月までの分、借受人が指定保育士養成施設から停学処分を受けたときは停学期間の属する月の分の修学資金の貸付けを行わないものとし、当該月に係る修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

3 市長は、借受人が正当な理由がないにもかかわらず、規則の定めるところにより提出すべきものとされた必要書類を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき、前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき、又は第10条第1号の規定による返還の債務の免除を受けることができなことが確定したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、当該返還について繰り上げて返済することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、前条第1項第6号に該当したことにより修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、借り受けた修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第3号又は第5号の規定により貸付けの決定が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。

(2) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

(3) 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

(1) 指定保育士養成施設を卒業した後、卒業した日の属する月の翌月末日までに保育所等に常勤の保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に居住している者にあつては、引き続き居住）し、市外に転出することなく継続して3年間（借受人の意思によらず保育士等以外の業務に従事している期間を含み、災害、疾病、出産等のやむを得ない事由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。

(2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(遅延利息)

第11条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還した日の時点の法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、遅延利息を減免することができる。

(必要書類の提出)

第12条 市長は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより借受人に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。